

御利用料

利用料	要支援 1	1,798 単位	総合事業(1ヶ月あたり)	通所型サービス提供体制加算 I	88 単位		
	要支援 2	3,621 単位			176 単位		
	要介護 1	584 単位	通所介護(1日あたり)	サービス提供体制強化加算 I	22 単位		
	要介護 2	689 単位					
	要介護 3	796 単位					
	要介護 4	901 単位					
	要介護 5	1,008 単位					
<p>※介護職員等処遇改善加算 I 9.2%が上乗せされます。</p> <p>※介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。</p> <p>※豊明市のデイサービスは介護報酬1単位あたり10.45円で算出されます。</p>							
加算説明	<p>○サービス提供体制加算 I (全ての方が対象です)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護福祉士が70%以上配置されていますので、利用される方には算定されております。 ・勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上超えているので算定しております。 <p>○科学的介護推進体制加算(全ての方が対象です 40単位/月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・厚生労働省へのデータ提出とフィードバックの活用により、PDCAサイクルの推進とケアの質の向上を図る取り組みを評価する加算です。 <p>○入浴介助加算(I) (要介護の対象者に限ります 40単位/回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・入浴中の観察を含む介助を行う場合に算定されます。希望されない場合は算定されません。 <p>○口腔・栄養スクリーニング加算(I) (要介護の方のみ対象です 20単位/6ヶ月)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定期的に口腔の健康状態、または栄養状態のスクリーニングを行った時に算定される加算です。 <p>○認知症加算 (要介護の対象者に限ります 60単位/回)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症に関する研修を修了した職員を配置し、認知症の症状の進行の緩和に繋がるケアを提供する加算です。 <p>○個別機能訓練加算(I)口 76単位/回 イ 56単位/回 (要介護の対象者に限ります)</p> <p>○個別機能訓練加算(II) 20単位/月</p> <ul style="list-style-type: none"> ・個別機能訓練計画に基づき機能訓練を実施し、効果や実施方法を評価する加算です。 <p>○送迎減算(-47単位/片道)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・送迎を希望されない場合適応されます。 						
	食 費	1食750円					

令和7年3月